

■お申し込みにあたって■

◇展示室・多目的ホールは1年前から、研修室・会議室は6ヶ月前の日の属する月の初日からお申し込みいただけます。ただし、月初めが休館の場合は翌日となります。

※中核市移行に伴う保健所設置の準備工事を行う計画があり、平成29年5月以降の使用予約受け付けはできません。

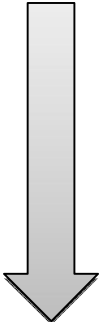
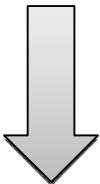

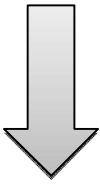
◇月初めの申し込みにおいて、同じ日・時間帯・同じ施設に複数の申し込みがあった場合は、抽選となります。その後は先着順に受付となります。

※ FAXで申し込まれる際の「使用許可申請書」は[こちら](#)からダウンロードできます。

※ 展示・多目的ホールをご利用の方は、同日の研修室・会議室についてもお申し込みいただけます。

※「施設のご利用について」の注意事項をよくお読みください。

■ご予約の流れ■

<p>1. お問い合わせ</p> 	<p>お問い合わせ電話番号 078-936-7915</p> <p>ご希望の日程の空き状況、ご利用の付帯設備、利用料金などをご相談ください</p> <p>※ 本財団ウェブサイト (URL http://www.aicc.or.jp) から各会議室の空き状況、利用料金をご確認いただけます。</p> <p>※ ウェブサイト上で空室表示であっても、予約の関係でご利用いただけない場合があります。</p> <p>※ 初めて当館をご利用のお客様には、注意事項等を説明させていただきますので、ご来館くださいますようお願いいたします。</p>															
<p>2. 仮予約</p> 	<p>仮予約をお申し込みいただきます。</p> <p>※ 下記の事項を貸室受付担当にお申し出ください。(必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者名・電話番号・責任者名 ・利用料の支払い方法(「窓口払い」または「銀行振込」) <p>※ 仮受付後、1週間以内に申込み手続きをお済ませください。</p>															
<p>3. お申し込み</p> 	<p>使用許可申請書を当館1階の貸館受付窓口にご提出いただきます。</p> <p>※ 遠方の方は、同申請書に必要事項をご記入の上、 FAX078-936-7939 へ送信してください。</p>															
<p>4. お支払い</p> 	<p>利用料金を窓口にてお支払いいただきます。</p> <p>※ お支払期限は仮受付日から1週間以内です。</p> <p>【銀行振込の場合】</p> <p>※ 原則前金制ですので、利用予定の会場と備品の利用料の請求書を送付いたします。</p> <p>お振込を確認後、当財団から「使用許可書」を発送いたします。</p>															
<p>5. 使用許可書 お受取り</p>	<p>使用許可書をお受け取りいただきます。</p>															
<p>6. キャンセル</p>	<p>使用日前に取り消される場合は、下記の基準で還付いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>還付の割合</th> <th>展示場・多目的ホール</th> <th>研修室・会議室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額</td> <td>・使用者の責任でない理由で、使用できない場合 ・市が公益上の理由で使用許可を取り消したとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8割</td> <td>使用日前 6ヶ月まで</td> <td>使用日前 7日まで</td> </tr> <tr> <td>5割</td> <td>使用日前 3ヶ月まで</td> <td>使用日前 3日まで</td> </tr> <tr> <td>3割</td> <td>使用日前 30日まで</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 附属設備利用料は、使用日前までに取消した時には、全額還付します。</p>	還付の割合	展示場・多目的ホール	研修室・会議室	全額	・使用者の責任でない理由で、使用できない場合 ・市が公益上の理由で使用許可を取り消したとき		8割	使用日前 6ヶ月まで	使用日前 7日まで	5割	使用日前 3ヶ月まで	使用日前 3日まで	3割	使用日前 30日まで	—
還付の割合	展示場・多目的ホール	研修室・会議室														
全額	・使用者の責任でない理由で、使用できない場合 ・市が公益上の理由で使用許可を取り消したとき															
8割	使用日前 6ヶ月まで	使用日前 7日まで														
5割	使用日前 3ヶ月まで	使用日前 3日まで														
3割	使用日前 30日まで	—														